

救援センター解錠手段の多重化事業について

1 概要

地域防災組織から救援センターの鍵共有に対する要望を踏まえ、町会と救援センター施錠鍵の解錠番号を共有し、学校等が休日や夜間等の閉庁時においても、発災時には職員の参集を待たず、救援センターの開設・運営を進められる体制を目指す。

2 鍵共有について試行（令和3年度実施）

(1) 試行した2救援センター及び担当7町会

救援センター	町会（地域防災組織）
千登世橋中学校	柳下会、雑司が谷二丁目町会、高田中央町会、 高田三丁目町会、東白千登世町会
駒込中学校	駒込第一町会、染井よしの町会

(2) 試行方法

校門及び校舎の解錠方法、機械警備の解除方法についての訓練を実施

(3) 試行結果

参加した町会員からは「解錠方法はそれほど難しくなく、理解できた」「鍵番号が変更された場合の周知を確実に実施してほしい」との意見があった。

2 今後の対応（予定）

【7月】 区政連絡会で案件提出

⇒ 鍵共有の事業について了承を得る。

【8月】 鍵共有における覚書締結

⇒ 区・教育委員会・町会連合会の3者で覚書を締結する。

【9月】 各町会へのヒヤリング、鍵共有手続き

⇒ ヒヤリングの結果協力意思のある町会に対し、解錠方法の実地訓練を行う。

【10月】 鍵共有開始

3 鍵共有に係るイメージ図

裏面のとおり

4 添付資料

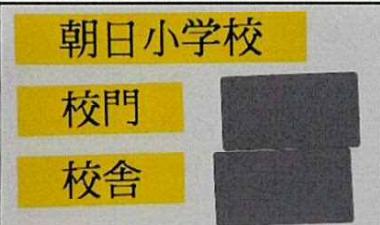
別紙 救援センター（小中学校）の鍵解錠に関する覚書（案）

【問合せ先】
防災危機管理課防災事業グループ
伊藤 橋本

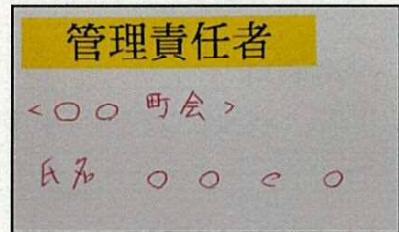
【鍵番号共有（イメージ）】



【鍵番号共有貸与物（イメージ）】



（表面）



（裏面）

救援センター（小中学校）の鍵解錠に関する覚書

豊島区（以下「甲」という。）、豊島区町会連合会（以下「乙」という。）、及び豊島区教育委員会（以下「丙」という。）は、甲が避難所として指定する丙の管理する小中学校（以下「救援センター」という。）の門扉及び建物の鍵の解錠に関する事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、町会による救援センターの解錠について必要な事項を定め、区と町会による救援センター解錠の多重化を図ることで、災害時における救援センターの避難運営の初動活動を円滑に行うとともに、避難を必要とする地域住民に対する安全を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 解錠町会 震災等により救援センターを開設することとなった場合に、当該救援センターの鍵を解錠することができる町会をいう。
- (2) 担当救援センター 豊島区地域防災計画資料編Ⅱ（震災対策編）、第2部（災害応急対策計画）、2-31（救援センター／区立小学校等一覧）の表により、各町会が割り当てられた救援センターをいう。
- (3) 番号カード 救援センターを解錠するための鍵を保管しているキーポックスの暗証番号を記載したカードをいう。

（解錠町会の指定等）

第3条 甲は、乙に所属する各町会に対し、担当救援センターの鍵の解錠について協力を要請する

- 2 甲は、前項の要請に承諾した町会を解錠町会に指定する。
- 3 甲は、別表（解錠町会名簿）を作成し、解錠町会の状況について把握するものとする。

（番号カードの貸与等）

第4条 解錠町会は番号カードの貸与にあたり、当該カードの保管場所及び管理責任者を指定するとともに、甲に、別記第1号様式（救援センターキーポックス番号カード保管場所等届出書）を届け出る。

- 2 甲は、前項の届出に基づき、解錠町会に担当救援センターの番号カードを貸与する。

（解錠町会による解錠）

第5条 解錠町会は、次の各号のいずれかの場合に限り、番号カードを使用して鍵を解錠するものとする。

- (1) 豊島区内で震度5強以上の地震が発生した場合。
- (2) 水害等が予想され、豊島区災害対策本部からの要請があった場合。
- (3) その他、甲からの要請があった場合。

(番号カードの管理等)

第6条 番号カードの管理等については、次の各号のとおりとする。

- (1) 解錠町会は、第4条に基づく届出により指定した保管場所及び管理責任者により、貸与された番号カードを適正に保管及び管理をしなければならない。
- (2) 解錠町会は、貸与された番号カードを複製してはならない。
- (3) 解錠町会は、番号カードの管理の状況その他鍵に関する事情について、甲又は丙から報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- (4) 解錠町会は、保管する番号カードに汚損・破損があった場合は速やかに甲に報告するものとする。
- (5) 甲は、解錠町会による番号カードの管理状況について、定期的に確認を実施する。
- (6) 甲は、第4号の報告があった場合もしくは前号の確認の結果番号カードの汚損・破損を確認した場合は、速やかに新しい番号カードを作成し取り替えるものとする。

(解錠町会の協力業務)

第7条 解錠町会は、第5条各号に該当する場合に救援センターの解錠を行うほか、次の各号の業務を、身の安全を確保しながら行うものとする。

なお、この場合において、甲又は丙から指示がある場合には、解錠町会はこれに従わなければならない。

- (1) 救援センター施設の安全点検
- (2) 避難者に対する救援センター内の誘導
- (3) 甲及び丙との連絡調整

(担当救援センターとの連携)

第8条 解錠町会は、この覚書に基づく救援センター運営業務の円滑な実施のため、定期的に実施する訓練に参加するなど、担当救援センターの施設職員及び甲が担当救援センター業務に指定する職員との連携に努めるものとする。

(解錠町会の辞退)

第9条 解錠町会は、解錠町会の指定を辞退しようとするときは、甲に別記第2号様式(解錠町会指定解除届出書)を提出するとともに、番号カードを返還する。

2 甲は前項の様式及び番号カードを受理した場合、速やかに解錠町会の指定を解除する。

3 解錠町会は、甲に番号カードを返還するまでは、解錠町会として番号カードの管理その他本覚書に基づく業務を行わなければならない。

(鍵番号の変更等)

第10条 丙は次の各号のいずれかに該当する場合、担当救援センターの鍵番号の変更を行う。

- (1) 災害等に伴い救援センターが開設された場合
- (2) その他、丙が必要と認めた場合

2 丙は、前項に基づき鍵番号を変更しようとするときは、あらかじめ甲に連絡しなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。なお、この場合、丙は鍵番号の変更後すみやかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、鍵番号の連絡を受けた際は、ただちに新しい鍵番号を示した番号カードを作成し、解錠町会の保管する番号カードと取り替える。

(損害賠償)

第11条 解錠町会は、この覚書に基づく業務に関し、解錠町会の故意又は重大な過失により甲又は第三者に損害を与えた場合には、これを賠償するものとする。

2 前項の場合に、甲又は丙が第三者から請求を受け、もしくは甲又は丙と第三者との間で紛争があった場合には、解錠町会は、甲又は丙との間で誠意をもって協議を行うとともに、解錠町会の費用負担でこれらに対処するものとする。この場合、甲又は丙が第三者に対し損害を賠償したとき又は費用負担をしたときは、解錠町会は甲又は丙に対して当該損害又は費用相当額を支払わなければならない。

3 第1項の場合を除き、この覚書に基づく業務に関し、解錠町会が第三者に損害を与えた場合、甲がその賠償の責を負うものとする。

(秘密の保持)

第12条 解錠町会及び丙は、この覚書による業務において知り得た個人情報その他の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。また、この覚書の効力が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項に規定するもののほか、解錠町会及び丙は、この覚書による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについては、豊島区個人情報等の保護に関する条例（平成12年豊島区条例第3号）を遵守しなければならない。

(番号カードの返還)

第13条 解錠町会が番号カードを適切に管理しない等この覚書に定める義務を怠っていると判断される場合、甲は当該解錠町会に鍵の返還を求めることができる。

(その他)

第14条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙丙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書3通作成し、甲乙丙記入押印のうえ、各一通を所持する。

令和 年 月 日

甲 豊島区
豊島区長

乙 豊島区町会連合会
会 長

丙 豊島区教育委員会
教 育 長

救援センター（体育施設及び生涯学習施設）の鍵解錠に関する覚書

豊島区（以下「甲」という。）、豊島区町会連合会（以下「乙」という。）は、甲が避難所として指定する体育施設及び生涯学習施設（以下「救援センター」という。）の門扉及び建物の鍵の解錠に関する事項について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、町会による救援センターの解錠について必要な事項を定め、区と町会による救援センター解錠の多重化を図ることで、災害時における救援センターの避難運営の初動活動を円滑に行うとともに、避難を必要とする地域住民に対する安全を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 解錠町会 震災等により救援センターを開設することとなった場合に、当該救援センターの鍵を解錠することができる町会をいう。
- (2) 担当救援センター 豊島区地域防災計画資料編Ⅱ（震災対策編）、第2部（災害応急対策計画）、2-31（救援センター／区立小学校等一覧）の表により、各町会が割り当てられた救援センターをいう。
- (3) 番号カード 救援センターを解錠するための鍵を保管しているキーポックスの暗証番号を記載したカードをいう。
- (4) 指定管理者 担当救援センターに指定されている施設について、甲から指定を受け、当該施設の管理運営を行う団体をいう。

（解錠町会の指定等）

第3条 甲は、乙に所属する各町会に対し、担当救援センターの鍵の解錠について協力を要請する

- 2 甲は、前項の要請に承諾した町会を解錠町会に指定する。
- 3 甲は、別表（解錠町会名簿）を作成し、解錠町会の状況について把握するものとする。

（番号カードの貸与等）

第4条 解錠町会は番号カードの貸与にあたり、当該カードの保管場所及び管理責任者を指定するとともに、甲に、別記第1号様式（救援センターキーポックス番号カード保管場所等届出書）を届け出る。

- 2 甲は、前項の届出に基づき、解錠町会に担当救援センターの番号カードを貸与する。

（解錠町会による解錠）

第5条 解錠町会は、次の各号のいずれかの場合に限り、番号カードを使用して鍵を解錠するものとする。

- (1) 豊島区内で震度5強以上の地震が発生した場合。

(2) 水害等が予想され、豊島区災害対策本部からの要請があった場合。

(3) その他、甲からの要請があった場合。

(番号カードの管理等)

第6条 番号カードの管理等については、次の各号のとおりとする。

(1) 解錠町会は、第4条に基づく届出により指定した保管場所及び管理責任者により、貸与された番号カードを適正に保管及び管理をしなければならない。

(2) 解錠町会は、貸与された番号カードを複製してはならない。

(3) 解錠町会は、番号カードの管理の状況その他鍵に関する事情について、甲から報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 解錠町会は、保管する番号カードに汚損・破損があった場合は速やかに甲に報告するものとする。

(5) 甲は、解錠町会による番号カードの管理状況について、定期的に確認を実施する。

(6) 甲は、第4号の報告があった場合もしくは前号の確認の結果番号カードの汚損・破損を確認した場合は、速やかに新しい番号カードを作成し取り換えるものとする。

(解錠町会の協力業務)

第7条 解錠町会は、第5条各号に該当する場合に救援センターの解錠を行うほか、次の各号の業務を、身の安全を確保しながら行うものとする。

なお、この場合において、甲又は指定管理者から指示等がある場合には、解錠町会はこれに従わなければならない。

(1) 救援センター施設の安全点検

(2) 避難者に対する救援センター内の誘導

(3) 甲及び指定管理者との連絡調整

(担当救援センターとの連携)

第8条 解錠町会は、この覚書に基づく救援センター運営業務の円滑な実施のため、定期的に実施する訓練に参加するなど、担当救援センターの施設職員及び甲が担当救援センター業務に指定する職員との連携に努めるものとする。

(解錠町会の辞退)

第9条 解錠町会は、解錠町会の指定を辞退しようとするときは、甲に別記第2号様式(解錠町会指定解除届出書)を提出するとともに、番号カードを返還する。

2 甲は前項の様式及び番号カードを受理した場合、速やかに解錠町会の指定を解除する。

3 解錠町会は、甲に番号カードを返還するまでは、解錠町会として番号カードの管理その他本覚書に基づく業務を行わなければならない。

(鍵番号の変更等)

第10条 甲は次の各号のいずれかに該当する場合、担当救援センターの鍵番号の変更を行う。

- (1) 災害等に伴い救援センターが開設された場合
 - (2) その他、甲が必要と認めた場合
- 2 甲は、鍵番号を変更した際は、ただちに新しい鍵番号を示した番号カードを作成し、解錠町会の保管する番号カードと取り換える。

(損害賠償)

第11条 解錠町会は、この覚書に基づく業務に関し、解錠町会の故意又は重大な過失により甲、指定管理者又は第三者に損害を与えた場合には、これを賠償するものとする。

- 2 前項の場合に、甲又は指定管理者が第三者から請求を受け、もしくは甲又は指定管理者と第三者との間で紛争があった場合には、解錠町会は、甲又は指定管理者との間で誠意をもって協議を行うとともに、解錠町会の費用負担でこれらに対処するものとする。この場合、甲又は指定管理者が第三者に対し損害を賠償したとき又は費用負担をしたときは、解錠町会は甲又は指定管理者に対して当該損害又は費用相当額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合を除き、この覚書に基づく業務に関し、解錠町会が第三者に損害を与えた場合、甲がその賠償の責を負うものとする。

(秘密の保持)

第12条 解錠町会は、この覚書による業務において知り得た個人情報その他の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。また、この覚書の効力が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 前項に規定するもののほか、解錠町会は、この覚書による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(番号カードの返還)

第13条 解錠町会が番号カードを適切に管理しない等この覚書に定める義務を怠っていると判断される場合、甲は当該解錠町会に鍵の返還を求めることができる。

(その他)

第14条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記入押印のうえ、各一通を所持する。

令和 年 月 日

甲 豊島区
豊島区長

乙 豊島区町会連合会
会 長

別記第1号様式（第4条第2項関係）

年 月 日

豊島区長 殿

町会名：

代表者名：

電話番号： — — —

救援センターキーボックス番号カード保管場所等届出書

標記について、救援センターキーボックス番号カードの保管場所及び管理責任者を下記のとおり指定しましたので届け出ます。

記

キーボックス番号カード 旧保管場所	〒 豊島区 （ ）内 ※公園名・児童遊園名・その他目標物がわかるよう記入してください。	丁目	番	号
管理責任者名				
キーボックス番号カード 新保管場所	〒 豊島区 （ ）内 ※公園名・児童遊園名・その他目標物がわかるよう記入してください。	丁目	番	号
管理責任者名				

（注）区が本届出書を受領後、各町会に対しキーボックス番号カードを交付します。

別記第2号様式（第9条第1項関係）

年 月 日

豊島区長 殿

町会名：

代表者名：

電話番号： — — —

解錠町会指定解除届出書

標記について、解錠町会の指定を解除したいので下記のとおり届け出ます。

記

キーボックス番号カード 保管場所	〒 豊島区 （ ）内 丁目 番 号
管理責任者名	
指定解除の理由	

【区記入欄】

チェック	<input type="checkbox"/> 番号カード受領
担当者名	

別表

解錠町会一覧

別添え1 (豊島区地域防災計画資料編Ⅱ、第2部)

2-3-1 救援センター／区立小中学校等一覧

(平成31年4月1日現在)

No	地域本部	救援センター	所在地	町会数	町会名	電話	所管警察署
1	第1	清和小学校	巢鴨3-14-1	5	巢鴨三四丁目清和町会・折戸協和町会・巢鴨四丁目協和町会・巢鴨三親町会・北大塚一丁目睦町会	3918-2605	巢鴨
2		西巢鴨小学校	西巢鴨1-27-1	4	西巢鴨新田町会・宮仲町会・西巢鴨二丁目町会・庚申塚町会	3918-6345	巢鴨
3		朝日小学校	巢鴨5-33-1	4	栄和町会・巢鴨三明町会・巢鴨五丁目朝日町会・巢鴨五丁目大親町会	3918-2339	巢鴨
4		巢鴨北中学校 (仮校舎)	西巢鴨4-9-1	3	西巢鴨共和会・西巢鴨睦町会・西巢鴨四丁目親交町会	3918-2144	巢鴨
5	第2	豊成小学校	上池袋1-18-24	3	北大塚伸和町会・上池袋昭和町会・北大塚上池袋宮新町会	3918-2345	巢鴨
6		朋有小学校	東池袋4-10-1	11	池袋東日本町会・東池袋南大塚仲町会・東池袋サンシャイン町会・東池袋中部町会・東池袋一丁目中央町会・東池袋四丁目南町会・東池袋五丁目本町会・東池袋五丁目東町会・東二町会・新東一町会・東池袋東和町会	3987-6275	巢鴨
7		池袋第一小学校	上池袋4-28-1	5	上池袋町会・上池袋三丁目町会・上池袋池八町会・上池袋東雲町会・池袋東一町会	3916-3435	池袋
8	第3	西池袋中学校	西池袋4-7-1	3	西池袋南町会・西池袋丸山町会・上り屋敷町会・西池袋四丁目町会・西池袋四丁目自治会	3986-5427	池袋
9		みらい館大明	池袋3-30-8	6	池袋三業町会・池袋二丁目恵比寿町会・池袋仲町会・池袋二丁目南町会・池袋三丁目北町会・池袋三丁目親交町会	3986-7186	池袋
10		池袋小学校	池袋4-23-8	8	西池袋一丁目町会・池袋二丁目曙町会・池袋二丁目原町会・池袋御嶽町会・池袋二丁目親睦町会・池袋四丁目町会・池袋四丁目西町会・西山町会	3986-2858	池袋
11		池袋第三小学校	西池袋3-14-3	2	西池袋南町会・上り屋敷町会	3981-8501	池袋
12	第4	南池袋小学校	南池袋3-18-12	11	池袋通西陸町会・南池袋一丁目町会・南池袋二三四町会・光和会・池袋東口親和町会・池袋日出町会・青葉会・錦司が谷一丁目会・錦司が谷一丁目東部町会・錦司が谷二丁目町会・東日白本町会	3987-6278	目白

別添え1 (豊島区地域防災計画資料編Ⅱ、第2部)

No	地域本部	救援センター(一時集合場所)	所在地	町会数	町会名	電話	所管警察署
13	第5	高南小学校	高田2-12-7	3	東目白自治会・高田一丁目町会・東目白坂下睦会	3987-6266	目白
14		千登世橋中学校	目白1-1-1	5	柳下会・雑司が谷二丁目町会・高田中央町会・高田三丁目町会・東目白千登世町会・	3987-6285	目白
15		目白小学校	目白2-11-6	4	目白二丁目町会・目白東町会・目白三丁目町会・目白山紫町会	3987-4801	目白
16	第6	長崎小学校	長崎2-6-3	3	長崎一丁目町会・長崎二丁目町会・長崎三丁目町会	3956-8146	目白
17		富士見台小学校	南長崎1-10-5	2	南長崎一丁目みどり会・南長崎二丁目町会	3953-6472	目白
18		旧真和中学校	目白5-24-12	1	目白協和会	3950-5494	目白
19	第7	椎名町小学校	南長崎4-30-5	2	南長崎三丁目南部町会・南長崎三丁目北部町会	3953-6461	目白
20		南長崎スポーツ公園	南長崎4-13-5	3	南長崎四丁目町会・南長崎五丁目町会・南長崎六丁目町会	5988-9270	目白
21		千早小学校	千早3-33-5	2	長崎四丁目町会・千早三丁目町会	3956-8154	目白
22	第8	豊島体育馆	要町3-47-8	3	要町三丁目町会・千川一丁目町会・千川二丁目町会	3973-1701	目白
23		さくら小学校	長崎6-16-1	1	長崎六丁目町会	3956-8164	目白
24		明豊中学校	長崎5-31-29	2	長崎五丁目町会・千早四丁目町会	3956-8174	目白
25	第9	西部区民事務所	千早2-39-16	1	千早二丁目町会	4566-4021	目白
26		要小学校	要町2-3-20	2	千早一丁目町会・要町二丁目町会	3956-8151	目白
27		高松小学校	高松2-57-22	2	高松二丁目町会・高松三丁目町会	3956-8157	目白
28	第10	千川中学校	高松1-9-21	2	要町一丁目町会・高松一丁目町会	3956-8171	目白
29		仰高小学校	駒込5-1-19	3	巣鴨一丁目町会・江戸橋町会・巣鴨親和町会	3918-2325	巣鴨
30		駒込小学校	駒込3-13-1	4	駒込二丁目親和会・駒込三丁目町会・駒込六丁目東文化会・駒込七丁目町会	3918-5691	巣鴨
31	第11	駒込中学校	駒込4-5-1	2	駒込第一町会・染井よしの町会	3918-2105	巣鴨
32		旧文成小学校	池袋本町4-36-1	2	池袋本町親和町会・池袋本町四丁目町会	3986-7166	池袋
33		池袋本町小学校	池袋本町1-43-1	6	池袋本町南町会・池袋本町末廣町会・池袋本町一丁目町会・池袋本町中央町会・池袋本町宮元町会・池袋本町二丁目町会	3986-7166	池袋
34	第12	池袋中学校				3986-5435	
35		西巣鴨中学校	南大塚3-18-1	4	南大塚二丁目西町会・南大塚二丁目北町会・大塚駅南町会・南大塚仲町会	3986-0661	巣鴨